

## 「還付金残高確認証」(架空の証書)についてのご注意

平成 23 年 7 月 1 日

財務省

「還付金残高確認証」とは、証書上に記載された金額の国債還付金の残高の存在を示し、これと同額の国債に引き換えることを大蔵大臣が約束したとする架空の証書です。この架空の証書を用いた詐欺事件は昭和59年に摘発されましたが、その後もこの証書を使った事案が発生しています。

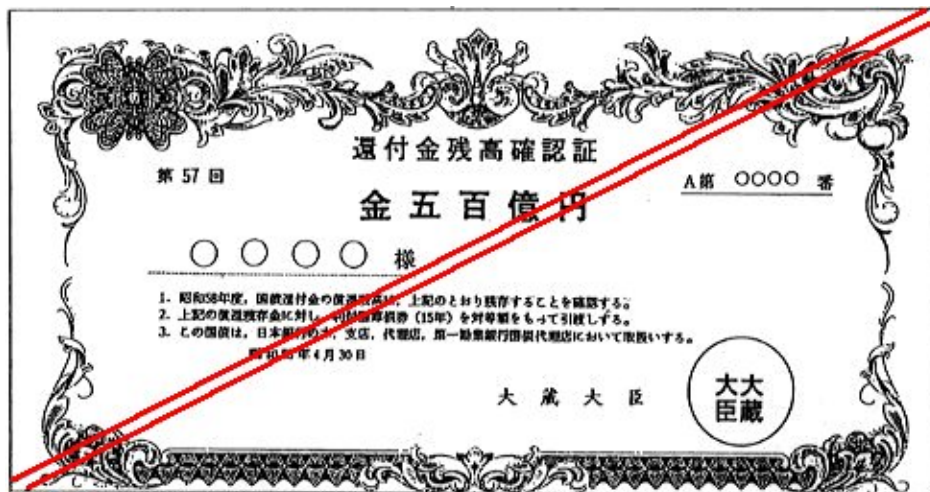
財務省(大蔵省)は、この「還付金残高確認証」なるものを発行したことはありません。同確認証は、法律上も存在しないものですので、ご注意ください。

また、「還付金残高確認証」を用いた資金提供等を持ちかけられた場合には、最寄りの警察にご相談下さい。

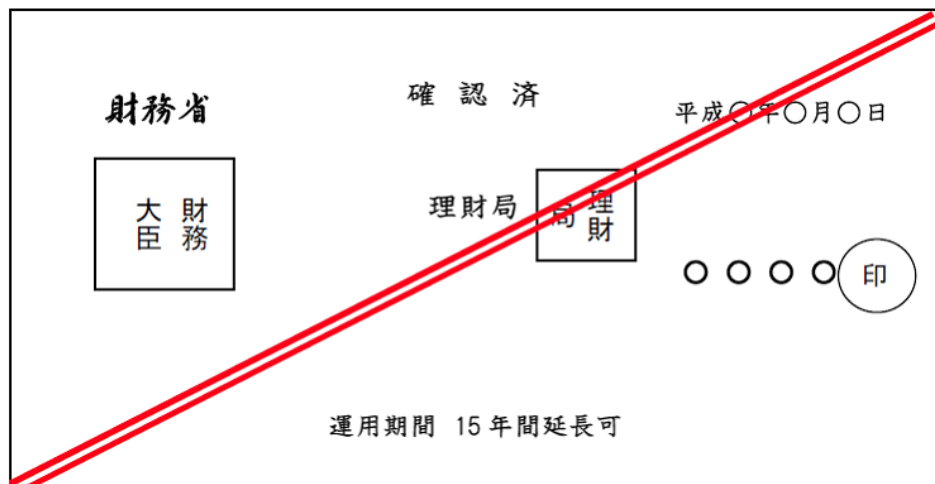
### <使用された「還付金残高確認証」(架空の証書)の例>

(参考)架空の証書の券面記載金額は、例示した500億円の外、100億円から5000億円まで多くの種類があります。また、裏面に財務省理財局による裏書きを偽造したものもあります。

[表面の例]



[裏面に理財局の裏書きが偽造された例]



### 【問い合わせ先】

理財局国債企画課 電話(代表)03-3581-4111 内線 5627

各都道府県警察本部若しくは最寄りの警察署